

静岡県公安委員会規則第5号

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月9日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請による免許の取消し等)	(申請による免許の取消し等)
第39条 (略)	第39条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 規則第30条の10第2項に規定する公安委員会 が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合 とは、第1項の運転免許の取消しの申請と日を 同じくして第3項の申請をしようとする場合と する。	4 規則第30条の10第2項に規定する公安委員会 が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合 とは、 <u>運転免許を受けた者本人が</u> 第1項の運転 免許の取消しの申請と日を同じくして第3項の 申請をしようとする場合とする。
5～7 (略)	5～7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年7月10日から施行する。